


所管部課	市民部 保険年金課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法施行令の一部改正に伴い、東大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、令和4年4月1日から施行する必要があるが、地方税法施行令の一部を改正する政令が、議会閉会後の3月31日に公布され、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げに伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、各所得割額を引き下げる。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 主に中間所得者層の被保険者の負担に配慮した税率が設定できる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 条例改正を専決処分により行うことについて、令和4年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>(2) 令和4年3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布</p> <p>(3) 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。